

理 由

広域交通拠点へのアクセス時間短縮による交通機能の向上と、速達性や定時性の向上による物流交通の発展及び災害時における円滑な救援活動や支援物資輸送の確保による都市防災機能の充実や地域全体の安全性向上により、円滑で安全な都市活動を支え、都市生活者の利便性向上を図るため、本案のとおり変更する。

また、本都市計画による 1・3・402 号浜松湖西豊橋道路が周辺環境に与える影響については、浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価準備書に示すとおり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。